

愛媛県教育委員会 8月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成15年 8月27日（水）午後 1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 川本俊明 委員 星川一治

委員 飯尾育子 委員 山口千穂 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 藤岡 澄

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 西山修一

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 中川敬三

全国生涯学習フェスティバル推進室長 村上哲邦

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 高須賀康夫

障害児教育課長 鈴木公生

文化振興課長 後藤佳一

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 南 新平

新武道館開設準備室長 青野泰彦

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 1時30分開会を宣する。

(2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 教育長からの報告を求める。

教育長 次の事項について、担当課長から報告する旨説明する。

前教育長を被告とする住民訴訟の終結について

教育総務課長 前教育長を被告とする住民訴訟の訴えの内容、終結に至る経緯などについて報告する。

(4) 議 事

委員長 議案第44号中学校長の人事について、議案第45号小学校教員の懲戒処分について、議案第46号中学校教員の懲戒処分について及び、議案第47号中学校の懲戒処分については人事案件により、議案第48号平

成16年度使用県立高等学校教科書の採択について及び、議案第49号平成16年度使用県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の教科書の採択については、委員の率直な意見交換を行い、意思決定の中立性を保つ必要があること並びに、採択まで非公開とすべき教科書採択委員会の答申内容などについて触れることとなるため、審議を非公開とする旨発言する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて提案する。

全委員 異議ない旨答える。

ア 専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

○教職員の報賞について

高校教育課長 死亡した県立学校職員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

イ 議案審議

委員長 議案第44号を上程する。

○議案第44号 中学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 野村町立野村中学校長の休職に伴い、後任の校長を任命する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第45号を上程する。

○議案第45号 小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした小学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第46号を上程する。

○議案第46号 中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした中学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第47号を上程する。

○議案第47号 中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした中学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第48号を上程する。

○議案第48号 平成16年度使用県立高等学校教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成16年度に愛媛県県立高等学校において使用する教科書の採択について、次の内容を説明する。

- ・愛媛県教科書採択委員会の調査、研究及び検討内容について
- ・答申内容の検討結果について
- ・選定した教科書の種類、点数及び選定率について

委員長 採択委員会での選定と、学校の採択希望との関係について質問する。

高校教育課長 学校の第一希望の教科書が採択委員会で選定されている旨説明する。

委員長 昨年度の採択との変更点について質問する。

高校教育課長 今年度新たに341冊の教科書が発行され、そのうち採択委員会では209冊を選定した。また、昨年度採択されたもののうち、今年度選定されなかったものは212冊である旨説明する。

山口委員 変更になった冊数が多い理由について質問する。

高校教育課長 今年度から新学習指導要領が学年進行で施行されており、来年度は2年生まで適用されるため、2年生で使用する教科書がほとんど新しくなるためである旨説明する。

星川委員 新学習指導要領に基づいた教科書の特色について質問する。

高校教育課長 各教科とも思考力や判断力、表現力を重視した内容となっており、カラーや図版を多く取り入れるなどの工夫があり、また、発展的な学習を行う場合にも対応できるなどの特色がある旨説明する。

委員長 選定された国語の教科書の特色について質問する。

高校教育課長 国語表現 ・ 現代文などの教科書が新たに選定されたが、国語表現 は様々な種類の表現技法が身につくよう配慮されており、現代文は文学作品だけでなく、実用的な文章も取り上げられている点が特色である旨説明する。

飯尾委員 音楽の選定教科書の特色について質問する。

高校教育課長 音楽 は、親しみやすいポピュラー音楽からクラシックや日本の伝統音楽など多彩な教材が取り扱われており、楽しみながら高度な内容の学習ができるよう配慮されている旨説明する。

川本委員 準教科書の使用について質問する。

高校教育課長 準教科書は、教科書が発行されていない教科または科目において、主たる教材として使用することとしており、これを使用する学校は例年11月ごろ教育長に届出をすることになっている旨説明する。

飯尾委員 日本史Bで、以前新聞などで取り上げられた明成社版を選定していない理由について質問する。

高校教育課長 第一希望とした学校がなく、採択委員会の答申に含まれていなかったためである旨説明する。

星川委員 明成社版の採択希望校がなかった理由について質問する。

高校教育課長 明成社版の教科書は、日本文化についての記述が充実しているなどの特色を持ち、採択委員会の調査研究でも、指導要領の科目の目標に照らし評価されているが、日本史は高校では必修ではなく、進路希望等生徒の様々な実態に沿って教科書選定が行われている。生徒の多くは、日本史を大学進学受験科目として選択しており、各学校でそのことを重視し比較検討した結果、他の教科書を希望することになったのではないかと考えている旨説明する。

川本委員 昨年度県立中学校で採択した扶桑社版歴史教科書と明成社版の日本史B教科書との関連性について質問する。

高校教育課長 日本の伝統文化を重んじる点では共通した一面もあるが、別の著作者によってそれぞれ独自に作成されており、特別な関連性はないと考えている旨説明する。

山口委員 新教科である情報や福祉の選定教科書の特色について質問する。

高校教育課長 情報については、基本的事項をよく精選し、実習のテーマが身近な分かりやすい内容となっており、福祉については、援助の方法などの具体例が多く紹介され、実践に役立つ点が特色である旨説明する。

川本委員 外国語のオーラルコミュニケーション ・ について に比べて の選定書数が少ない理由について質問する。

高校教育課長 外国語については、英語 とオーラルコミュニケーション から1つを選択し履修することが必修となっているが、オーラルコミュニケーション は、必修となっていないためである旨説明する。

委員長 採択する教科書は、学校からの第一希望の教科書だけを対象としているが、第二希望の教科書も対象とすると、選択の幅が広がるのではないかとの意見を述べる。

高校教育課長 従来から第一希望の教科書だけが選定の対象とされていたため、複数校が第二希望としてあげていても、選定の対象とされない教科書もありえたことになる。採択委員会において第二希望も選定の対象とすることは、特に問題はないと考える旨説明する。

指導部長 採択後の教育課程の変更の可能性などを考えると、選択の幅が広がることは悪いことではなく、今後の課題として検討したい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第49号を上程する。

○議案第49号 平成16年度使用県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 平成16年度に愛媛県県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部において使用する教科書の採択について、次の内容を説明する。

- ・愛媛県教科書採択委員会の調査、研究及び検討内容について
- ・答申内容の検討結果について
- ・選定した教科書の種類、点数及び選定率について

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) 閉 会

委員長 午後2時50分閉会を宣する。